令和8年度より開始します

「子ども・子育て支援金制度」

POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携のしくみです。

令和8年4月保険料より

一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。

一般保険料 ＋ 介護保険料（※40歳以上） ＋ 子ども・子育て支援金 追加

POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

子ども・子育て支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充などを行います。

- 妊婦のための支援給付（10万円相当の経済的支援）
- 出生後休業支援（育休給付率を手取り10割相当に）
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）　等

POINT 3 どのくらい負担するの？

- 負担率(支援金率)は、令和８年度2.3‰からスタートし、10年度には4.0‰程度に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩あがりに増え続けることはありません。

＜各年度の支援納付金の総額＞

※（）は支援金率

R 8年度…約6,000億円（2.3‰）

R 9年度…約8,000億円

R10年度…約１兆円（約4.0‰）　最大値

R11年度以降は約1兆円の範囲内で推移

一人当たり負担額

※イメージ※

（標準報酬月額×支援金率＝毎月の負担額）

例）標準報酬月額が30万の場合〈令和８年度〉

会社と折半（原則）

30万円 × 2.3‰ ＝ 690円／月

事業主負担	被保険者負担
345円	345円

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます

※本リーフレットは、こども家庭庁・厚生労働省と内容を調整・確認のうえ作成しています。

令和７年12月版

健康保険組合連合会